



街に、ルネッサンス



UR都市機構

平成 29 年 6 月 13 日

古賀市

独立行政法人都市再生機構

古賀市とUR都市機構が  
「古賀市古賀駅周辺におけるまちづくりに関する基本協定」  
を締結しました

平成 29 年 6 月 9 日、古賀市とUR都市機構とは、「古賀市古賀駅周辺におけるまちづくりに関する基本協定」を締結しましたのでお知らせします。

この協定は、JR古賀駅周辺において交通結節機能を活かした都市機能の集積、駅周辺の整備や利便性の向上などにより駅前の活性化等を図ることにより、市の玄関口として魅力ある中心拠点の実現に向けたまちづくりを推進するため、古賀市とUR都市機構の協力関係を確認するものです。

別添 協定書



写真左より 中村 隆象 古賀市長 西周 健一郎 UR都市機構九州支社長

(お問い合わせ先)  
古賀市  
総務部経営企画課 電話 092(942)1113  
UR都市機構九州支社  
都市再生業務部まちづくり支援室まちづくり支援課 電話 092(722)1097  
総務部総務課 電話 092(722)1004

## 古賀市古賀駅周辺におけるまちづくりに関する基本協定

古賀市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、ＪＲ古賀駅周辺において、交通結節機能を活かした都市機能の集積、駅周辺の整備や利便性の向上などによる駅前の活性化等を図ることにより、市の玄関口として魅力ある中心拠点の実現に向けたまちづくりを協働で推進するため、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第１条 本協定は、甲がめざすまちづくりの方針（都市的な賑わいと活力のある中心市街地の形成）の実現に向け、ＪＲ古賀駅東口周辺地区（以下「駅東口周辺地区」という。）における都市再生のモデル事業の構築を図り、もって中心拠点の活性化に資するまちづくりを協働で推進することを目的とする。

### （実施内容）

第２条 甲乙は、甲の上位計画等に基づき、次の各号の項目について、検討を進めていくものとする。

- 一 ＪＲ古賀駅周辺における中心拠点の活性化策や土地利用のあり方に関する事項
- 二 駅東口周辺地区の事業に関する事項
- 三 その他甲乙協議により必要と認める事項

### （役割分担等）

第３条 甲乙は、前条の検討を進めるため、必要な情報交換を行うものとする。

- ２ 乙は、甲の依頼に基づき、コーディネートや事業化に向けた検討等に係る業務（以下「業務」という。）を行うものとする。
- ３ 乙が前項の業務を実施するために費用が発生する場合については、別途協議を行うものとする。

### （秘密の保持）

第４条 甲乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中または有効期間満了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成３２年３月３１日までとし、有効期間の満了日までに改めて更新に関する協議を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月9日

甲 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号  
古賀市

市長 中村 隆 象

乙 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号  
独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長 西 周 健 一 郎